

保護者の皆様

武蔵野市長 松下 玲子

5 月 7 日以降の認可保育施設の臨時休園等の取扱いについて

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本市の認可保育施設について、感染の拡大防止を徹底するため、4 月 11 日（土）から 5 月 6 日（水）までの間、臨時休園とし、保育の必要がある場合には特例的に各園で保育の実施をお願いしているところです。

この期間の後（5 月 7 日以降）の取扱いについては、下記のとおりといたしますので、保護者の皆様におかれましては、児童の安全確保と感染者の拡大防止のため、今回の対応について、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 認可保育施設の臨時休園について

(1) 緊急事態宣言が継続された場合

緊急事態宣言が解除されるまでの期間、現状の取扱いを継続します。

- ・緊急事態宣言が解除されるまでの期間、臨時休園を継続します。
- ・保育が必要な家庭に限定して、各園において特例措置により保育を実施します。
- ・育児休業取得者の復職期限の再延長（現在の延長は 6 月 1 日まで）、4 月以降の就労等の開始予定者の就労開始日の再延長（現在の延長は 5 月 31 日まで）について検討します。

(2) 緊急事態宣言が解除された場合

5 月 7 日（木）から 5 月 9 日（土）までの間は、現状の取扱いを継続して臨時休園とし、保育の再開は 5 月 11 日（月）からとします。

- ・登園自粛については、引き続きご協力をお願いします。
- ・各園で、5 月 8 日（金）までに、園児の健康状態、保護者の勤務予定等の確認を、電話その他連絡ツールにより行いますので、ご協力をお願いします。
- ・5 月 11 日（月）からの給食の提供について、食材の調達等の関係で提供が困難な場合は一時的に弁当対応になる場合もあります。

2 臨時休園に伴う取扱いについて

緊急事態宣言に伴う臨時休園中は、欠席扱いとはなりませんので、登園しない期間が 1 か月を超えた場合であっても退所とはなりません。また、臨時休園に伴う変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）の提出は必要ありません。

（裏面もあります）

3 利用者負担額(保育料)について

臨時休園期間中の利用者負担額(保育料)は欠席日数により日割り計算し、還付等をいたします。日数については、新型コロナウイルス感染症対策に伴い自主的に欠席した日数と、今回の臨時休園の日数を合わせて計算します。

※既にご案内のとおり3月分についても還付します。

※欠席日数の取扱いについては、今後変更になる場合があります。

※還付の手続き等については、詳細が決まり次第、市のホームページなどでお知らせします。

4 臨時休園中に保育施設を利用する場合の申請について

臨時休園期間中に、新たに認可保育施設を利用する場合は、「緊急事態宣言時の保育利用申請書」を、在籍する園の園長に提出してください。

※保育料は通常どおりかかります。

※保護者がともに医療、介護、警察、消防、ライフライン業務など市民の生命、安全の確保に関する業務、食料品、医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合、家庭での保育が特に困難な場合が対象です。

不明点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

また、臨時休園期間中、新型コロナウイルスに児童または保護者が感染した際は、速やかに在籍園までご報告をお願いいたします。

【担 当】 武蔵野市子ども家庭部子ども育成課 0422-60-1854